

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成19年7月25日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
(仮称)マックスバリュ駒井沢店
草津市駒井沢町72-1ほか
- 2 提出された意見の概要
 - (1) 草津市からの意見
 - ア 店舗北側D地点における夜間の走行車両の騒音最大値について、遮音壁の設置が予定されているが、2階部分で予測値が環境基準値を超えているため、周辺住民より苦情があった場合は調整の上、必要な対策を講じること。
 - イ 店舗南側B地点、店舗東側C地点の両地点についても同予測値が基準値を超えているため、将来隣接地に民家等が建った場合、遮音壁の設置も含め同様に対応すること。
 - (2) 守山市からの意見
 - ア 進入口が駒井沢東交差点に近いので、主要地方道草津守山線から当該店舗に左折する車両により交通渋滞が発生しないように、進入口の草津方面への変更等必要な措置を講じること。
 - イ 駒井沢交差点方面から右折して当該店舗に進入する車両により、交通渋滞が発生しないように、主要地方道栗東志那中線の改良等必要な措置を講じること。
 - ウ 近来、主要地方道草津守山線の開通により、守山方面から来店される交通車両は駒井沢東交差点を右折進入することから、駒井沢交差点より進入する車両と合流するため、進入口に十分な滞留車線を設けること。
 - エ 主要地方道草津守山線側に左折滞留及び、左折アウトにも合流車線帯を設けること。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1新館2階
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1東館3階
南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75
草津市産業建設部商工観光労政課 草津市草津三丁目13-30
守山市環境経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5-22
 - (2) 縦覧期間 平成19年7月25日から平成19年8月25日まで